

復興施策の事業計画

1. 海岸対策

- ① 岩手、宮城、福島各県の堤防・護岸延長約 300km のうち、約 190km で被災。
- ② このうち、地域生活・産業・物流・農業の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある海岸（約 50km）について応急対策を実施し、本年 8 月末までに約 8 割完了。9 月末までに概ね完了見込み。
- ③ 本年 8 月から 10 月にかけて、県等が関係市町村に堤防高さの案を提示し、調整を開始。
- ④ 年内を目途に、市町村が策定している復興計画や各港で策定している産業・物流復興プラン、他事業との調整等を行った上で、堤防設計等の施工準備が終了した海岸から工程を明らかにし、順次、本復旧に着手予定。
- ⑤ 本復旧については、国施工区間（代行区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場等の地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間において、概ね平成 24 年度を目途に完了することを目標とし、残る区間においても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、概ね 5 年での完了を目指す。県・市町村施工区間についても、重要施設が背後にある区間等から順次復旧し、全ての区間について概ね 5 年での完了を目指す。また、復旧に期間を要する湾口防波堤については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね 5 年での完了を目指す。
- ⑥ 被災市町村の復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル 2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

※ 堤防高さについては、中央防災会議専門調査会等で示された基本的考え方に基づき、「海岸における津波対策検討委員会」（学識者、三県等）の意見等を踏まえ、統一的な設定基準を策定（国土交通省、農林水産省）。

- ・過去の津波の痕跡高さの記録の整理
- ・発生の可能性が高い地震等の津波のシミュレーション

を行ったうえで、数十年～百数十年に一度程度の頻度で発生している津波を対象に湾ごとに設定。

2. 河川対策

- ① 国管理区間の堤防で被災した北上川水系等 9 水系 2,115 箇所については、本年 7 月までに 1 箇所※を除き応急対策が完了。なお、そのうち 9 水系 1,726 箇所については、被災前と同程度の安全水準まで本復旧を完了。県管理河川の堤防についても、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い区間の応急対策を本年 7 月までに完了。
※ 地盤沈下により広範囲に農地が水没している地区で、災害復旧の実施に向け関係機関と調整が必要な箇所
- ② 本復旧が終わっていない主要な河川（国管理区間は本復旧を完了していない残りの 8 水系 389 箇所全て）については、本年 10 月を目途に、堤防設計等の施工準備が終了した箇所から、本復旧に順次着手し、平成 24 年出水期（6 月頃～）までに、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分も含む）まで本復旧を完了予定。併せて、液状化のおそれがある箇所については対策を実施。
- ③ 海岸堤防の整備計画及び市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、津波対策として必要な高さの堤防を逐次整備し、概ね 5 年を目途に全箇所を完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）併せて、今後津波の遡上が想定される区間の水門等の機能が確実に発揮されるよう、耐震化、自動化及び遠隔操作化の対策を実施。
- ④ 震災前より堤防等が脆弱であること等から、平成 23 年出水期より避難判断水位等を引き下げるなど警戒避難体制を強化。

3. 下水道等

- ① 被災した下水管 550kmのうち汚水を流下させるために応急対応が必要な箇所については本年5月までに完了。復興計画と整合を図りながら、早期に本復旧を完了させることを目標とする。なお、下水道施設については法令により耐震化が義務づけられていることから、下水管の本復旧にあたっては耐震化を併せて実施。
- ② 被災した下水処理場 120 箇所のうち、津波による被害を受けなかった内陸部の処理場等の 95 箇所は本年6月までに通常処理まで復旧済みであるが、太平洋沿岸部にある東北3県の処理場 16 箇所は稼働停止中、福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内にある 9 箇所は被災状況不明。
- ③ 稼働停止中の下水処理場 16 箇所のうち、汚水が発生していて処理の必要がある 14 箇所において、13 箇所は応急的な処理を既に開始している。残る 1 箇所も、本年9月上旬までに応急的な処理を開始予定。壊滅的な被害を受けたために汚水発生のない 2 箇所については、復興計画の中で検討していく。
- ④ さらに、来年度8月までに 14 箇所のうち 10 箇所において、通常処理を開始。他の 4 箇所においても、中級処理以上のレベルでの汚水処理を開始するとともに、復興計画と整合を図りつつ、早期に通常処理を開始することを目標とする。

4. 交通網

(1) 道路

- ① 高速道路については、4月28日までに福島第一原子力発電所警戒区域(常磐自動車道広野IC～常磐富岡IC)を除き、一般車両通行可能。支援物資等の輸送及び繁忙期における交通に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ平成24年12月までに本復旧を完了予定。
- ② 直轄国道については、4月10日までに概ね復旧し、7月10日までに広域迂回解消済み。H23年度末までに、大規模な切土・盛土法面崩落区間含め、構造物補修、路面復旧等本復旧を完了予定。なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、地域の復興計画を踏まえて復旧する。
- ③ 自治体管理道路については、実施可能な箇所から本復旧を順次実施する。
- ④ 復興道路、復興支援道路の整備については、三陸沿岸道路及び太平洋沿岸と東北道を繋ぐ横断軸の未事業化区間の基本的な流れとして、7月にルートの具体化に向けた作業に着手し、8月中を目途にルート及びICを確定。その後、事業評価等の手続きを経て、事業に着手。平成23年度以降、測量、設計、用地買収に着手し、順次工事へと移行。概ね10年での全線供用を目標。
- ⑤ 津波防災まちづくりに係る道路整備については、各地方公共団体において年度内を目途に策定される復興計画を踏まえつつ、順次、計画に位置付けられた道路整備を推進する。

(2) 鉄道

I. 旅客鉄道

- ・ 震災直後、77路線が被害を受け、運休となったが、これまでに67路線が既に運転を再開。
- ・ 残る10路線については、以下のとおり復旧を図る方針。

① 現行ルートでの復旧を図るもの（三陸鉄道等4路線）

- ・ 三陸鉄道については、現在、不通となっている区間について、今後、復旧工事を行い、平成26年4月頃に、北リアス線及び南リアス線全線が運転再開の見込み。
- ・ 仙台空港鉄道については平成23年9月末に、JR八戸線については平成24年4月当初に、それぞれ全線で運転再開の見込み。

② 現行ルートの変更も含めたまちづくりと一体となった復旧を図るもの（沿

岸部の JR 東日本の被災 6 路線)

- ・まちづくりと一体となった復旧が必要と考えられる JR 東日本の被災 6 路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線及び常磐線）については、沿線地方公共団体が、市街地の移転と合わせて、鉄道ルートの変更等も含めた復興まちづくり計画（都市計画等）を策定した後、これに基づき、鉄道の復旧方針を決定。

II. 貨物鉄道（臨海鉄道等）

- ・震災直後、貨物列車専用の路線については、6 鉄道事業者の路線が被害を受け、運休となったが、これまでに八戸臨海鉄道及び鹿島臨海鉄道の全線が既に運転を再開。
- ・残る 4 鉄道事業者（岩手開発鉄道、仙台臨海鉄道、福島臨海鉄道の一部区間及び JR 貨物（石巻港線））の路線については、被災した荷主企業の復旧状況等に応じて復旧。

（3）空港

- ・本年 9 月末までに、仙台空港の旅客ターミナルビルの本格復旧が完了する予定であり、また空港アクセス鉄道についても全線で運転が再開する見込み。これにより空港機能は概ね復旧完了予定。
- ・仙台空港においては、今般の震災により発生した地盤沈下によって損なわれた排水機能の復旧など、その他のインフラ施設については、引き続き、順次復旧予定。

（4）港湾

○港湾施設の復旧

（1）応急復旧

- ① 被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止。
- ②そのため、航路啓開等を実施するとともに、基幹的輸送を担う施設（外内貿コンテナ、フェリー、RORO 船）や火力発電所用石炭の取扱施設等について、応急復旧を実施。
- ③8 月 24 日現在で、八戸港～鹿島港の地方港湾を含む 21 港の公共岸壁 373 バース（水深 4.5m 以深）のうち、199 バースが、吃水制限や上載荷重制限があるものの利用可能。

（2）本格復旧

- ①臨海部のみならず内陸部も合わせた被災地域の産業の空洞化を防ぎ、地域の復興を実現するため、産業・物流上、特に重要な港湾施設については、概ね 2 年以内を目処に全ての施設の本格復旧を完了する。

- ②復旧に期間を要する施設(防波堤)については、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進める。
- ③このため、地元自治体、港湾利用者等と協議の上、8月18日までに被災各港湾において、特に重要な施設毎の「復旧工程表」を策定した。
その中で、特に、コンテナ等基幹的輸送を担う施設、製造業の操業再開に必要な施設等については、それらに支障がないように本格復旧を行うこととしている。
- ④これまでも、5月から施設の優先度を踏まえつつ順次災害査定を実施し、本格復旧に着手しているところであるが、今後も、「復旧工程表」に基づき、着実な復旧を目指す。
- ⑤なお、港湾施設の復旧の目処を明らかにすることは、港湾利用企業の復興にとって不可欠であることから、随時、「復旧工程表」の見直し・更新と工事進捗状況の公表を行う。

7. 土砂災害対策

- ① 本年8月末までに、震度5強以上を観測した市区町村における約30,000箇所の土砂災害危険箇所の点検及び必要に応じ土のう積みや観測機器の設置等応急対策を完了。
- ② これまでの強い地震動により崩壊が発生するなど危険な状態となっている宮城、福島、栃木、新潟各県の18箇所の緊急的な土砂災害対策については、平成23年度内を目途に対策を完了予定。また、地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれのある箇所で重要な保全対象を有する24箇所の土砂災害対策については、平成23年度内を目途に緊急的な対策を完了予定。さらに、県による追加調査を踏まえ、平成23年度内に箇所の絞り込みを行い、事業計画に係わる被災県との調整を完了し、工程を明示したうえで、概ね5年を目途に必要な箇所の対策を逐次完了させることを目標とする。
- ③ 震度5強以上を観測した17都県242の市区町村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、都県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。
- ④ 被災した造成宅地については、被災宅地危険度判定の結果等を踏まえ、被災状況に係る詳細な調査等を実施する。また、事業計画について関係者調整を行い、工程の明確化を図る。

その後、大規模盛土造成地滑動崩落等に緊急に対応する事業の実施により、被災した造成宅地についての対策を推進する。

8. 地盤沈下・液状化対策

(1) 地盤沈下

① 排水ポンプ車による緊急排水の実施

湛水面積、湛水深が大きく、自然排水が困難な仙台空港周辺、石巻市釜谷地区等について、全国に配備している排水ポンプ車を地震発災直後より集結し、本年6月28日に緊急排水を完了。

② 宮城県沿岸低平地等における浸水対策（地盤沈下に伴う浸水対策）

- ・仙台湾沿岸の低平地は、東日本大震災による広範囲な地盤地下等により、降雨・高潮時に浸水しやすい状態となっていることから、関係部局が連携し、沿岸低平地部において大型土のう積等の緊急防御を実施するとともに、浸水時に速やかに排水出来るよう排水ポンプ車を広域に配備している。
- ・特に水はけが悪く浸水時の影響が大きい仙台空港周辺について、関係部局が連携して、本年秋までを目途に排水機場の整備等の対策の検討を行う。

(2) 液状化対策

① 液状化に関する研究及び技術開発の推進

今夏中に「液状化対策技術検討会議」において、今回の液状化被害の特性や液状化発生メカニズムの確認・解析等、各種の公共施設等に共通する技術的事項をとりまとめ。

上記とりまとめ結果も受けて、必要な研究及び技術開発を推進。

② 公共インフラにおける再発防止

河川等の公共インフラ施設において、本復旧に合わせ、必要な液状化対策を実施する。

③ 公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等の検討

年度内を目途に、被災地における液状化に伴う被害状況を把握すると共に、公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策等について、有識者の意見を踏まえながら工法やコスト削減方策等について検討。

さらに、地方公共団体の地盤の液状化等に対する対応方針を踏まえつつ、公共施設と隣接宅地等との一体的な再発防止策を検討。